

役員報酬規程

社会福祉法人 林声会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人林声会(以下「法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、法人の役員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係のある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会・評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事長及び役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により理事会・評議員会等出席報酬及び旅費交通費を支払うことができる。

(常勤役員報酬)

第4条 週1日以上法人の業務運営に勤務実態のある役員には、報酬を支給し、その報酬は俸給及び手当とする。

- 2 報酬は、給与として読み替える。

(俸給月額)

第5条 勤務実態のある役員の報酬月額は次に掲げる基本報酬月額を基本とする。
この基準報酬月額の変更は勤務実績等を勘案して、評議員会において決定する。

基準報酬月額 300,000 円 / 原則 週1日勤務

(手当)

第6条 通勤手当・その他手当については、実態に即して定額を支給する。

(報酬の支給)

第7条 役員の報酬の支給は翌月末日(その日が土曜日・休日に当たるときは、その日の前日)とする。

(報酬の支給方法)

第8条 報酬は、現金または法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を当該役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会及び評議員会が役員報酬規程細則に定める。

(付則)

この規程は、平成 28 年 6 月 24 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日より一部改正し施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日より一部改正し施行する。

役員報酬 別表1(日額)

理事会・評議員会等出席報酬	10,000 円
旅費交通費	2,000 円

役員報酬規程細則

1. 勤務実態のある常勤役員は、週／1日以上勤務実態を要する。
2. 代表理事においては、専決できる専決稟議書等の決裁行為。
3. 借入金等の実務における担当者への指示及び借入先金融機関等との交渉。
4. 業務内容は、当法人が運営する施設の運営状況の把握による施設への訪問及び施設長からの報告及び連絡調整・指導等に関する事。
 - ① 人事における任命等の決裁行為・発令書の交付
 - ② 役員が参加すべき地域等の諸会議・会合等への参加・出席。
 - ③ 各施設における行事等への出席。
 - ④ 法人への寄付金・寄付物品等の受け入れ等の事務報告・決裁。
5. その他必要とされる事項。